

見解書・再見解書

令和7年 5月27日

吹田市長宛

事業者 住 所 枚方市楠葉並木2丁目2番21号
氏 名 株式会社スナダプロパティ 代表取締役 砂田直成
電話番号 072 (809) 2345

代理人 住 所 大阪市中央区淡路町2丁目1番1号 堺筋千島ビル605
氏 名 株式会社ソコ・コーポレーション 代表取締役 福本 心
電話番号 06 (6484) 7660

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第2項 第4項 の規定により、次のとおり
見 解 書
再見解書 を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	AD南金田1丁目PJ 新築工事		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 南金田1丁目6番4、6番35、6番68 (地番)		
予 定 建 築 物	☒ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()		
意見 に対する 見解	①「日影規制法の遵守」 当然ながら建築上の各種法規制を遵守いたします。 ②「窓の配置によるプライバシー保護の確保」 基本的なプライバシーの考え方は「お互い様」であり、日常生活においてお互いの視線が気にならないように開口部にカーテン等を設置し対策するものと考えておりますが、平面計画上、直接的な見えがかりを減らすよう周辺隣接家屋との離隔を十分にとり計画建物を配置するとともに、対峙するバルコニー手摺部分については、不透明ガラス(一部コンクリート躯体)としております。なお、バルコニー部は、集合住宅の機能上、あくまで共用部であり基本的に入居者が滞留することを想定しておりませんので、日常生活上、バルコニーからの視線が気になるとは考え難く、基本的には受忍限度の範囲内としてご理解賜りたく存じます。 ③「室外機の設置場所及び境界線との距離、室外機の騒音(低周波音)対策」 エアコン室外機の設置場所は、各住戸のバルコニー床部となりますので、西面においては約7m強の離隔があります。よって、エアコン室外機の作動時の騒音(低周波音)については、バルコニー手摺・離隔距離等により、暗騒音程度まで減衰されると考えております。 ④「次回説明会の開催予定」 本再見解書の提出日より概ね一週間程度経過した後に大規模開発事業事前協議承認申請書を提出し、その後、吹田市環境の保全等に関する条例」、「中高層建築物の日照障害等の指導要領」、「吹田市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例」に基づき、本建築計画・施工計画についての説明会を開催予定(6月中旬頃)となります。		
※受付年月日	R7年2月27日	※受付番号	第 06-L-20 号
※備 考			※受付印

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

様式第8号

意見書・再意見書

2025年5月8日

吹田市長宛

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書 提出します。
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	AD南金田1丁目PJ新築工事		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市		
予 定 建 築 物	☐ 共同住宅 ☐ 戸建住宅 ☐ その他 ()		
意 見 の 内 容	日影規制法の順守 窓の配置によるプライバシーの確保 室外機の設置場所及び境界線との距離 室外機の騒音(低周波音)対策 前回の説明会の折次回は連休明けに予定との 見解でしたが掲示板に見解書の提出日が5月12 日と記載してあり、いつ開催予定ですか		
※受付年月日	R7年5月8日	※受付番号	第06-L-号 20
※備 考			受付 開発審査室 7.5.-8 第 号

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。